

東京学芸大学における
性の多様性に関する
ガイドライン



令和5年9月29日
男女共同参画推進本部

目次

I	東京学芸大学における性の多様性に関する基本的な考え	2
II	対応ガイドライン	4
1.	対応体制について	4
2.	氏名・性別の情報とその管理	5
<学生>		5
1)	通称名の使用	5
2)	性別の変更	5
3)	性別情報の取扱い	5
4)	大学が発行する証明書等の性別記載	5
5)	大学に提出する諸書類における性別情報の記入	6
<教職員>		6
1)	氏名の変更	6
2)	性別の変更	6
3)	性別情報の取扱い	6
4)	福利厚生や人事制度について	6
3.	授業における対応	7
1)	体育実技の履修の配慮	7
2)	学外実習（教育実習等）の履修	7
3)	授業におけるグループ分け	7
4)	授業等における呼称	7
4.	学生生活について	8
1)	定期健康診断	8
2)	学生寮・学生宿舎	8
3)	入学式・卒業式の服装と身なり	8
4)	就職活動・キャリア支援	8
5)	留学	8
5.	環境整備	9
1)	バリアフリートイレ	9
2)	更衣室・シャワー室	9
6.	カミングアウトについての周囲の対応	10
1)	カミングアウトとは	10
2)	カミングアウトされた場合の対応	10
3)	困ったときの対応	10
7.	アウティングの禁止	11
1)	アウティングとは	11
2)	アウティングを受けたら	11
3)	ハラスメントの防止	11
III	おわりに	12

I 東京学芸大学における性の多様性に関する基本的な考え

教員・教育支援職を養成することを使命とする本学はその学則に、「人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力と実践力に富む有為の教育者を養成する」ことを目的として掲げています。このことに鑑み、学生・教職員をはじめとする本学関係者が、性の多様性に配慮し、男女共同参画社会実現のための推進者として活躍できることをめざしています。本学行動規範としても「人権を尊重し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、行動」することを掲げ、自らの行動を律することとしています。

2011年には国際連合人権理事会において、我が国も賛同し、SOGI（性的指向・性自認、SO: Sexual Orientation, GI: Gender Identity）に関する決議が採択され、性的指向・性自認を理由とした暴力行為や差別に対する重大な懸念が示されています。性的指向・性自認のあり方は、Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Questioning, Queer,などを組み合わせた語（LGBT, LGBTQ, LGBTQ+等）でも言い表され、社会に多様な性のあり方が存在することが認識されていますが、その多様性への配慮が十分でなく、これらの人々の権利が保障されていない状況が数多く見受けられます。

本学においては、

- ・性的指向や性自認による差別があってはならない
- ・性的指向や性自認については、その情報やその情報の開示・非開示、またその表現が当事者によって決定されるものであり、他者から不当に強いられることはない
- ・性的指向や性自認に関わって、当事者が修学・サービスにおいて支障と感ずることは、適切な合意形成の過程を経て、合理的な範囲で取り除かれなければならない

という基本的な考え方に基づき、上記の学則及び行動規範を設けて対応しています。

本学は、これまでも男女共同参画推進の基本方針により「教育と研究の両面において、男女共同参画を推進する環境を整え」、「大学運営のすべての領域において、男女共同参画を阻害する要因を除去し」、すべての構成員に均等な機会を保障するように努めてきました。これからも上記の考え方を踏まえ、附属学校・園を含むあらゆる場面において、性的指向・性自認を理由とした差別を許さず、すべての構成員の多様性を認め尊重し合う環境を構築するため、以下のとおりガイドラインを策定し、取り組みます。また、学内外の声を尊重しつつ、このことに関する認識を深めていくとともに、本学としてより柔軟な対応に取り組み、その内容を広く発信して社会にも働きかけることに努めます。

【性の多様性】

性に関わる要素として、身体の性的特徴、性自認、性的指向、性表現の4つが挙げられます。

身体の性的特徴は、自身の身体が性的にどのような状態であるか、ということです。性自認は、自身の性をどのように認識しているか、ということです。性的指向とは、どういう対象に性的魅力を感じるか、ということです。性表現は、服装・振る舞い・話し方などにおいて、どのように表現しているか、ということです。

これらの要素において、他の人とは異なる要素・組み合わせを持つこと、あるいは不確定な要素を持つことにより、性には様々なあり方が生じます。この性に関わる多様なあり方を認め合い、それぞれの人権を尊重するために、このガイドラインを策定しています。

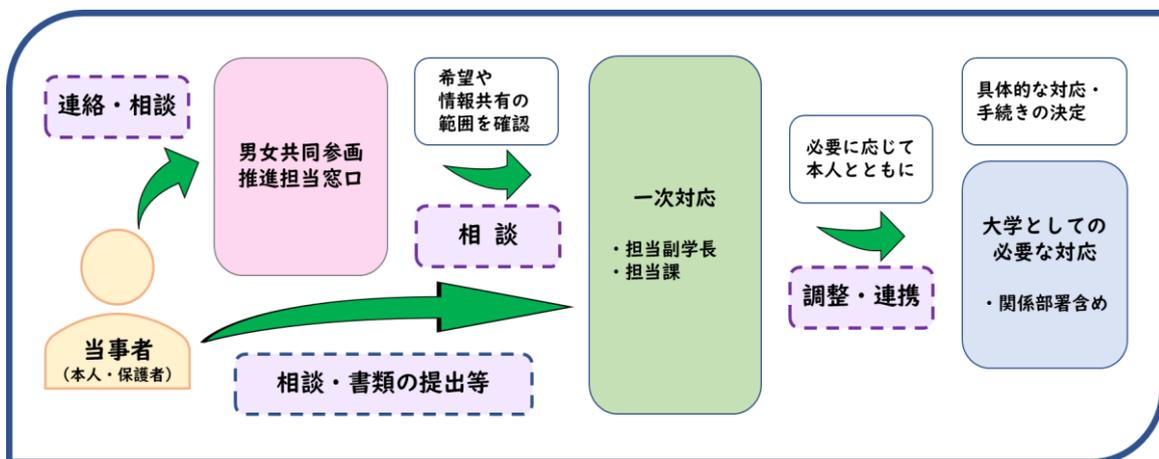
II 対応ガイドライン

1. 対応体制について

東京学芸大学では、本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。匿名で相談することや、自分自身に関すること以外の相談も可能です。保護者からの相談も受け付けています。学内の相談窓口の利用に抵抗がある場合は、学外の支援団体からも相談を受けることができます。

相談者のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。事前に本人に確認した上で、相談内容によっては関係組織と連携して対応します。

また、巻末に本ガイドラインに関する主な相談窓口一覧を掲載しています。まずはお気軽にご相談ください。



附属学校においては、本ガイドラインが示す考え方にに基づき、文部科学省が平成28年4月に公表した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」等を踏まえながら、多様な性に関する教職員の理解を促進し、要望・問い合わせに対応します。

2. 氏名・性別の情報とその管理

性別情報を含む個人情報、慎重に取り扱うべき個人情報として管理されます。名簿や書類の性別情報を含む個人情報の記載により不利益を被った場合には、不利益の内容に応じて各相談窓口にご相談してください。

<学生>

1) 通称名の使用

学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われます。自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きにより、通称名を使用することができます。

なお、通称名使用の手続きを行った場合、本学が発行するすべての証明書等（成績証明書や学位記等）は、原則、通称名となります。本学で発行された書類の氏名が戸籍名と異なることにより、不利益が生じた場合は、本人の責任において対応してください。

2) 性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合は、学籍簿上の性別変更が可能です。

3) 性別情報の取扱い

当事者の意図しない形で公表されることのないよう、慎重に取り扱います。

- 学生に配布・掲示する名簿については、原則として性別欄を除外して配布・掲示するよう、全学的に周知・徹底を図ります。教員の会議等においても、性別情報を含む個人情報については、慎重に取り扱います。
- 学生情報トータルシステムで性別情報にアクセスできる権限を有するのは、業務上必要な教員や教務担当・学生担当等の教職員のみです。

4) 大学が発行する証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）のうち、主な証明書等の性別記載の有無については下記のとおりです。今後、さらに情報を集めるとともに検討していきます。

- | |
|--|
| ● 性別記載のないもの（令和5年9月時点）
学位記、※学位証明書、学業成績証明書、修得科目確認表、
卒業（修了）見込証明書、在学証明書、学生証等 |
| ● 性別記載のあるもの（令和5年9月時点）
健康診断証明書（性別記載について相談できます。相談窓口までご相談ください。）、通学証明書等 |

※指定様式で性別記載の必要のあるものを除く。

5) 大学に提出する諸書類における性別情報の記入

本学に提出する諸書類（入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書や各種使用願等）のうち、主な書類への性別情報の記入の有無については下記のとおりです。今後、さらに情報を集めるとともに検討していきます。

<ul style="list-style-type: none"> ● 性別記載のないもの（令和5年9月時点） 入学料免除願・入学料徴収猶予願、授業料免除願 等
<ul style="list-style-type: none"> ● 性別記載のあるもの（令和5年9月時点） 指導教員面接票 入寮希望調書 教育実習学生調査票，教育実習履修申告票，学生記録 介護等体験実施申込書，就職・進学等状況に関する調査 （文部科学省が行う統計調査のもとになるもの） 等

なお、事前に相談することで性別記載欄を未記入のまま提出することも可能です。

<教職員>

1) 氏名の変更

教職員の氏名は、法令または本学の取扱い要項により制限されている場合を除き、通称名（戸籍上の氏名もしくは旧姓ではないが自他ともに認め一般に通用し、その使用にあたって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏もしくは名）を使用することができます。

2) 性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合は、人事管理上の性別変更が可能です。

3) 性別情報の取扱い

当事者の意図しない形で公表されることのないよう、慎重に取り扱います。

4) 福利厚生や人事制度について

パートナーのいる職員は、配偶者のいる職員と同様の福利厚生や人事制度上の待遇（国および文部科学省共済組合の制度を除く）を受けることができます。地方自治体における「パートナーシップ証明書」などのパートナーを証明する書類を提出し、各制度の要件に合致することで、次の制度が適用されます。

<ul style="list-style-type: none"> ● 特別休暇等 （例）結婚休暇，忌引休暇 等 育児休業，介護休業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸手当 扶養手当（事実確認の証明書類の提出が必要となります。）
--	---

3. 授業における対応

1) 体育実技の履修の配慮

本学では、教養科目「スポーツ・フィットネス実習」を始め、体育実技科目が多くあります。スポーツ実技は授業効率や安全面の観点から男女別の要素を持つ場合があります。配慮を求める場合には各科目の担当教員にご相談ください。

● 履修

以下のような男女別の要素がある科目があります。これらの科目については、履修時の参考とできるよう、シラバスに男女別要素があることを明記しています。

- 専用のウェアに着替えが必要な科目（例：水泳）
- 宿泊を伴う科目（例：野外実習、スキー）
- その他、授業内で男女別にグループを作る可能性がある科目

2) 学外実習（教育実習等）の履修

学外実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して事前に相談することができます。

3) 授業におけるグループ分け

授業におけるグループ分けにおいて、本学では性別でのグループ分けが不必要に行われることがないよう周知を図ります。

4) 授業等における呼称

本学では授業等における呼称は、事前の相談によって要望に沿ったものとするのが可能です。なお、通称名の使用が認められた学生は名簿類にも反映され、氏名を呼ぶ必要がある場合は名簿の記載に基づき行われます。

4. 学生生活について

1) 定期健康診断

本学で実施する定期健康診断について、希望によって個別対応を事前に相談することができます。

2) 学生寮・学生宿舎

本学の学生寮・学生宿舎の多くは男女別の棟・フロアに分かれています。これらの宿舎への入居については、入寮申請時または事前に相談できます。

東京学芸大学学生寮・学生宿舎の概要

建物名	概要	トイレ	浴室
大泉寮	男子寮	共用	共用
小平寮	女子寮	共用	共用
東久留米 国際学生宿舎	外国人留学生が入寮、フロアによって男女分け	各室設置	共用
国際交流会館	外国人留学生が入寮、フロアによって男女分け	各室設置	共用

3) 入学式・卒業式の服装と身なり

入学式や卒業式においては、式典であることを踏まえた上で、多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができます。

4) 就職活動・キャリア支援

学生キャリア相談室では、就職活動やボランティア、インターンシップ等に関してなんでも相談できるよう、教員就職、企業・公務員就職それぞれに経験の深い先生方による相談体制をとっています。学年に関係なく、進路に関する悩みや迷いを相談できます。

5) 留学

国際交流／留学生センター及び国際課では、留学先で必要とする生活環境や学習支援体制などの相談にも対応しています。留学先や協定校によって受入れ状況が異なるため、事前に参加希望のプログラムや受け入れ先の状況を調べるのが重要です。

5. 環境整備

1) バリアフリースイイレ

本学には、ユニバーサルデザインの観点から、「障害者への配慮」、「子ども連れへの配慮」、「LGBT 等への配慮」等を行った「バリアフリースイイレ」の整備を進めています。キャンパス内のバリアフリースイイレの場所や備わっている設備等は、「バリアフリースイイレマップ・機能一覧」をご覧ください。

バリアフリースイイレマップ・機能一覧

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~sisetubu/multipurpose_toilets.pdf

2) 更衣室・シャワー室

本学の更衣室・シャワー室は男女別に分かれています。更衣についてはフィッティングボード(着替え台)設置されたバリアフリースイイレがありますので、ご利用ください。

6. カミングアウトについての周囲の対応

1) カミングアウトとは

「カミングアウト (coming out)」とは、"coming out of the closet" の短縮形です。直訳すると、「クローゼットの中から出てくること」となり、つまり「これまで公にしていなかった自分の秘密を公表すること」を意味します。自分の秘密には、出生や病状、性的指向・性自認などさまざまなことが含まれます。カミングアウトをすることは、自らの尊厳や生き方をめぐる大きな問題であり、カミングアウトは、その人が希望するタイミングで、希望する範囲に行うものです。また、カミングアウトせずにいる状態を「クローゼット」と言います。多様な生き方があるという当たり前のことを踏まえて、自己決定が尊重され、希望したときに支障なくカミングアウトできる環境、そして本人の望まないカミングアウトが迫られることのない環境づくりが求められます。

2) カミングアウトされた場合の対応

カミングアウトをされた場合には、まずは相手の気持ちを受けとめましょう。カミングアウトは、あなたに打ち明けたいという気持ちから、当事者にとって非常に重い決断を経て行われている場合もあります。評価したり意見を述べたりするよりも、伝えてくれたことを受けとめましょう。何か言うことが難しい場合は、今すぐに言葉が出てこないことを伝えても良いでしょう。カミングアウトを受けた後、驚きや戸惑いから誰かに相談したくなるかもしれません。相談しようとして誰かに何気なく話すことによって、その際のあなたの意図に反し、打ち明けてくれた人の大切な秘密や情報が広がってしまう可能性もあります。カミングアウトを受けて戸惑うことがあった場合も、相談窓口で気持ちを整理することができます。

3) 困ったときの対応

カミングアウトをするかどうか等について悩みがある、また、カミングアウトを受けて誰かに相談したいなど自分ひとりで抱えきれなくなった場合には、守秘義務のある学内の相談窓口にご相談ください。

7. アウティングの禁止

1) アウティングとは

同意なしに他人の性的指向・性自認を勝手に言いふらすことを「アウティング」と呼びます。前述のとおり、自らのセクシュアリティを他人に話すことは、本人にとって重い決断を経て行われる大切な行為です。公表されていない他者のセクシュアリティを勝手に言いふらすことは、絶対に許されません。また、たとえ善意からであったとしても、結果的にアウティングにつながる場合があることや、それによって本人に大きな被害を及ぼすことがあることも知っておきましょう。友人にカミングアウトを勧める行為もアウティングにつながる危険性を伴います。

2) アウティングを受けたら

誰かにアウティングをされたとき、当事者の心の中に起こる衝撃や絶望は計り知れません。そのようなときには、自分だけですぐにアウティングをした相手に抗議したり、どこまで知られてしまったのかを確認したりしたくなるものですが、そうした場合に、話がこじれ、結果的に大きく広がってしまう場合もあるようです。アウティングを受けた場合、まずは相談窓口にご相談ください。

3) ハラスメントの防止

アウティングだけでなく、性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動や侮辱的言動は、ハラスメントに該当します。すでに述べたように、本学では性的志向・性自認を理由とした差別を許しません。「性の多様性」の観点からも、ハラスメントのない環境づくりを進めていく必要があります。万が一、ハラスメントがあった場合は、キャンパスライフ相談員や学生相談室・保健管理センターといった相談機関にご相談ください。

Ⅲ おわりに

本ガイドラインは、本学において、性的指向・性自認を理由とした差別を許さず、すべての構成員の性的多様性を認め尊重し合う環境を構築するための、現段階での対応指針を記したものです。今後、社会的環境や学内外の声を踏まえて、本ガイドラインを改訂するとともに、学生・教職員へ情報周知のための研修等を継続的に行うなど、様々な取り組みを通じ、性的多様性についての一層の理解促進と適切な対応を進めてまいります。

本ガイドラインに関する相談窓口一覧

学生	教職員
<p>■悩み相談 →男女共同参画推進本部 TEL：042-329-7126 MAIL：shien1@u-gakugei.ac.jp</p> <p>→保健管理センター TEL：042-329-7211 MAIL：hokekan@u-gakugei.ac.jp</p> <p>→学生相談室 TEL：042-329-7758 MAIL：gsodan@u-gakugei.ac.jp</p> <p>■学外実習に関する相談 →学務部学務課 TEL：042-329-7173</p> <p>■学生寮・学生生活に関する相談 →学務部学生課 TEL：042-329-7182 TEL：042-329-7863 学務部国際課（国際交流会館） TEL：042-329-7763</p> <p>■留学の相談 →国際交流/留学生センター MAIL：gisec-q@u-gakugei.ac.jp 学務部国際課 MAIL：ryugaku2@u-gakugei.ac.jp</p> <p>■就職活動・キャリア支援の相談 →学生キャリア支援室 教育就職担当 TEL：042-329-7196 企業・公務員就職担当 TEL：042-329-7197 ボランティア担当等 TEL：042-329-7184 MAIL：shushoku@u-gakugei.ac.jp</p> <p>■通称名使用等の諸手続き →（学部）学務部学務課 TEL：042-329-7173 （大学院）学務部大学院課 TEL：042-329-7314</p>	<p>■悩み相談 →男女共同参画推進本部 TEL：042-329-7126 MAIL：shien1@u-gakugei.ac.jp</p> <p>→保健管理センター TEL：042-329-7211 MAIL：hokekan@u-gakugei.ac.jp</p> <p>■氏名変更等の諸手続き →総務部人事課 TEL：042-329-7121</p>
<p>■制度やガイドラインの内容について →男女共同参画推進本部 TEL：042-329-7126 MAIL：shien1@u-gakugei.ac.jp</p>	
<p>■定期健康診断に関する相談 →保健管理センター TEL：042-329-7211 MAIL：hokekan@u-gakugei.ac.jp</p>	
<p>■ハラスメントに関する相談 →キャンパスライフ相談員 TEL：042-329-7863 MAIL：gcampus@u-gakugei.ac.jp</p>	
<p>■その他の相談窓口 下記東京都の相談窓口も活用ください。 ・東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 ・東京都性自認及び性的指向に関する専門LINE相談（LGBT相談@東京）</p>	

附属学校

■附属学校スクールライフ相談窓口（相談員）

→世田谷地区

附属世田谷小学校 TEL：03-5706-2131

附属世田谷中学校 TEL：03-5706-3301

附属高等学校 TEL：03-3421-5151

小金井地区

附属幼稚園小金井園舎 TEL：042-329-7812

附属小金井小学校 TEL：042-329-7823

附属小金井中学校 TEL：042-329-7833

大泉地区

附属大泉小学校 TEL：03-5905-0200

附属国際中等教育学校 TEL：03-5905-1326

竹早地区

附属幼稚園竹早園舎 TEL：03-3816-8952

附属竹早小学校 TEL：03-3816-8941

附属竹早中学校 TEL：03-3816-8601

東久留米地区

附属特別支援学校 TEL：042-471-5274

附属学校運営推進室

附属学校課 TEL：042-329-7803